

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第4回）議事録

■日時 令和6年7月23日（火） 午前10時00分～午前10時29分

■場所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、奥部会長、飯泉委員、玄委員、高橋委員、堤委員、速水委員、水本委員、横田委員
渡部委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る総括審議

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」

⇒【騒音・振動】及び【日影】に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

2 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

「都営狛江団地建替事業」

⇒【大気汚染】【騒音・振動】【土壌汚染】【日影】【電波障害】【景観】【史跡・文化財】【自然との触れ合い活動の場】【廃棄物】及び【温室効果ガス】について審議を行い、【大気汚染、騒音・振動共通】及び【騒音・振動】の事項に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

令和 6 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第 4 回）
速 記 録

令和 6 年 7 月 2 3 日（火）
対面及びオンライン併用

(午前10時00分 開会)

○藤間アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、東京都環境影響評価審議会第一部会を始めさせていただきます。

本日は御出席をいただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち10名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより、令和6年度第4回第一部会の開催をお願いいたします。

なお、本日は傍聴の申し出がございません。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○奥部会長 分かりました。皆様、おはようございます。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望の方がおられます。なお、本会議の傍聴はWeb上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○藤間アセスメント担当課長 傍聴人の方が入室されました。

○奥部会長 分かりました。

それでは、ただいまから、第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境評価書案に係る総括審議、「都営粕江団地建替事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議となります。

それでは、次第1の「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、資料1-1を御覧ください。

資料1-1は、過去2回の部会における審議の内容を整理したのになります。

委員からの指摘、質問事項などを、環境影響評価項目ごとに、【騒音・振動】、【日影】、【景観】、【史跡・文化財】、【廃棄物】、【その他】の順序で取りまとめており、合計14件となりました。

前回追加となった指摘、質問事項などは、右の取扱い欄に「6月25日（6/25）」と記載してございます。

前回追加となった項目は、4 ページ、【騒音・振動】の番号 3、6 ページ、【日影】の番号 3、9 ページ、【廃棄物】の番号 1 となります。

要約して内容を御説明いたします。

【騒音・振動】の番号 3 として、夜間工事は昼間に比べて苦情が出やすいと思われるが、どのような配慮を考えているのかとの質問がございました。

事業者からは、夜間工事が可能な限り作業が少なくなるよう、施工計画を検討し、近隣住民及び関係機関に対して、工事期間、内容について事前に周知をしていくとの回答がございました。

【日影】の番号 3 として、近傍の配慮すべき施設について、天空写真を追加したほうがよいのではないかという意見がございました。

事業者からは、春秋分や夏至の時期ではほぼ影響がないような状況が予想されるため、天空写真によらず、時刻別日影図、等時間日影図で説明することで問題はないと考えているとの回答がございました。

廃棄物の番号 1 として、掘削土の保管場所とその管理について質問がございました。

事業者からは、発生土再利用センター他の機関に運搬したり、仮置き場に一時集積することも考えられる。一時仮置きする場合は、飛散防止シートを使い、飛散防止策を講じていくとの回答がございました。

総括審議事項に取り上げるとしたものには、右の取扱い欄に「総括審議事項へ」と記載してございます。

①騒音・振動について、4 ページの番号 3、②日影について、5 ページの番号 1 と 2、以上 2 項目が総括審議事項となっております。

先ほどと重複するものもございますが、2 つの総括審議事項について説明いたします。

1 つ目の騒音・振動の番号 3 についてですが、夜間工事は昼間に比べて苦情が出やすいと思われるが、どのような配慮を考えているのかとの質問がございました。

事業者からは、夜間工事は可能な限り作業が少なくなるよう施工計画を検討し、近隣住民及び関係機関に対し、工事期間、内容について事前に周知をしていくとの回答がございました。

2 つ目の日影の番号 1 についてですが、日影規制を超える地域住民の方とのやり取りについて質問がございました。

事業者からは、評価書案説明会で基準を超える予測があることや、構造物高さなどに配

慮した設計を行うことを説明しているとの回答がございました。

また、番号２についてですが、計画地北側の準住居地域の日影の問題について質問がございました。

事業者からは、ビラの配付や工事説明会などの機会を利用して丁寧な説明をしたいと考えているとの説明がございました。

資料１－１の説明は以上でございます。

○奥部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、委員からただいま説明のありました資料１－１、前回の質疑応答について修正等がございましたらお願いしたいと思います。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

挙手をしていただきましたら、指名をさせていただきますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(無し)

○奥部会長 それでは、特に御意見等はないようですので、総括審議に移らせていただきます。

事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、１２ページの資料１－２「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る環境影響評価書案についてを御覧ください。

資料１－２は、環境影響評価書案について、第１として部会での審議経過と、第２として審議の結果を記載してございます。

環境影響評価書案の審議結果の取りまとめに当たって、先ほどの総括審議事項を踏まえて、環境影響評価項目の担当委員から意見があり、指摘する事項としております。

それでは、読み上げます。

「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」に係る環境影響評価書案について

第１ 審議経過

本審議会では、令和５年１２月２０日に「多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎）建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係市町長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

施工計画では、軌道桁の架設等一部の工種で夜間工事が予定されていることから、近隣住民に対し、夜間工事の実施期間、内容等について十分な事前周知を図るとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動による影響の低減に努めること。

【日影】

等時間日影図によれば、駅舎部及び軌道部の一部の区間で日影規制の時間を超える日影が生じる地域があることから、モノレール施設の構造及び高さへの配慮を検討するとともに、影響を被る関係者との協議においては、影響の程度や対策について、資料などを用いて分かり易い説明に努めること。

審議経過は付表のとおりです。

資料1－2の説明は以上です。

○奥部会長 御説明ありがとうございます。

それでは、審議結果について、環境影響評価項目の担当委員から補足することがあれば、お願いしたいと思います。

まず、騒音・振動につきましては、高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 特に補足することはないので、書いてあるとおりなのですが、夜間というのは周辺の住民が静音を要求する時間帯ですので、仮に昼間と同じ程度の騒音や振動であったとしても、苦情がより出やすくなると考えられます。

という意味も含めて、夜間の騒音・振動というのは昼間以上に低減をしていただいたほうが良いと考えて、この答申にしております。

以上です。

○奥部会長 補足をどうもありがとうございました。

それでは、日影については、玄委員、いかがですか。

○玄委員 日影に関しては、基本こちらに書いてあるもので大丈夫と思っています。

ただし、今回は、建設物の日影評価の結果で、日影規制の時間を超える日影が生じる地

域があります。そして、こちらの対策としては、評価書案でも書いてありますが、公共施設の設置に起因する日影による損害などに係る費用負担についてを参考にして、関係者と協議の上、対処すると書かれています。

今回は費用負担が生じることになりますので、影響を受けている関係者には分かりやすい説明をした上で協議をしていただきたいと思いますと思っているところです。

よろしくお願いします。

○奥部会長 どうもありがとうございます。

こちらの文章のほうは、このままの表現でよいということですね。

○玄委員 そうですね。先ほど言ったことはこの文章の中に含まれています。ただし、特に今回は費用負担が発生するということになりますので、そちらのほうを関係者とよくコミュニケーションを取って、その上で進めていただきたいということでもあります。

○奥部会長 分かりました。

○玄委員 よろしくお願いします。

○奥部会長 そちらにつきましては、事務局から事業者に重ねてお伝えいただければということだと思います。

それでは、ただいまの説明について、ほかの委員の方からも御発言等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

大丈夫そうでしょうか。手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃらないですね。

(無し)

○奥部会長 では、特に御意見、御発言がないようですので、総括審議はこれで終了とさせていただきます。

ただいま説明のありました内容で、次回の総会には報告させていただきます。

では、次第2の「都営狛江団地建替事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議を行います。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長 それでは、資料2-1を御覧ください。

1 選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの10項目です。

選定した項目については、意見がございますので、御説明いたします。

【大気汚染、騒音・振動、共通】の項目です。

事業の基本計画では、計画戸数の25%以上の駐車場を新たに設ける計画であり、入居者の利用が基本となるため、建替前の交通量と大幅な変化はないとの理由で、予測事項としていないが、新たな車両の発生集中による周辺交通量の変化が不明確であり、これらを明らかにした上で、必要な場合、関連車両の走行に伴う大気汚染及び騒音・振動の影響について予測・評価を行うこと。

次に、【騒音・振動】の項目です。

施工計画では、全体を5期に区分して工事を実施し、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響については、各工期、工区毎に予測・評価を行うとしていることから、工期ごとに選定した各地点における建設期間の種類、台数、配置等予測条件について十分に検討し、周辺への影響を適切に予測・評価すること。

続きまして、2 選定しなかった環境影響評価の項目は、悪臭、水質汚濁、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、風環境の7項目です。

こちらの項目についての意見はありませんでした。

3 都民の意見書及び周知地域市長の意見は、15ページからの別紙のとおりとなります。

15ページを御覧ください。

1 意見書等の件数は、都民からの意見書は0件、周知地域市長からの意見は、狛江市長、調布市長からの意見があり、合計2件でした。

次に2 周知地域市長からの意見を要約して説明いたします。

狛江市長からは、全般事項として、周辺地域への環境影響を最小限に留め、周辺環境との調和を図り、適切な評価・検討が行われるよう要望する。また、工事中及び工事完了後も含め、本事業に関する苦情や要望を受け付ける窓口を設置し、誠実かつ適切に対応されることを要望するとの御意見をいただきました。

環境影響評価項目に関する意見としては、大気汚染について、浮遊粒子状物質については、一次生成物質のみを予測の対象としているが、二次生成物質などについても予測及び評価する項目として検討することとの御意見をいただきました。

騒音・振動について、工事期間中の騒音・振動については、周辺への影響が大きいため、騒音規制法、振動規制法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の基準に適合させるだけでなく、より環境改善に資するよう検討すること。また、低周波騒音について、

市民によっては心身に係る不安があるため、低周波騒音について予測及び評価する項目とすることとの御意見をいただきました。

土壌汚染について、土壌汚染の対象物質を明らかにすることとの御意見をいただきました。

日影について、既存建築物と計画建築物との比較など、具体的で分かりやすい計画内容の説明を行い、地域住民の理解を得るよう努めることとの御意見をいただきました。

景観について、地域景観の特性を考慮し、適切な時期に予測及び評価を行うこととの御意見をいただきました。

廃棄物について、既存建築物の解体工事に伴い石綿含有廃棄物が排出される場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、分別、保管、収集・運搬、処分等を適正に行い飛散防止等の徹底を図ることとの御意見をいただきました。

温室効果ガスについて、当市では狛江市環境基本計画に基づき、環境保全及び二酸化炭素排出削減に取り組んでおり、本事業に当たっては、可能な限り環境への影響を低減するよう十分な配慮をもって施工すること。また、計画建築物の建設にあたっては、温室効果ガスの排出抑制及び再生可能エネルギーの創出に取り組み、努力することとの御意見をいただきました。

調布市長からは、全般事項として、市民の意見が今後提出された場合には、東京都において内容を精査した上で、十分な対応をお願いする。また、当該事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を、計画地から周囲500mとしているが、その他、調布市民にも影響を及ぼすと考えられるので、適時、調布市にも情報を共有することとの御意見をいただきました。

また、環境影響評価項目に関する意見としては、調査・予測・評価の実施に際して様々な視点に配慮することをお願いするとの御意見をいただきました。

次に、選定しなかった環境影響評価の項目についてですが、今後、事業の進捗により新たに選定の必要が生じた場合には、適宜対応することをお願いするとの御意見をいただきました。

最後に、調査データについては、求めがあれば必要に応じて公開、公表等ができるよう、事業者へ指導をお願いするとの御意見をいただきました。

説明は以上となります。

○奥部会長 御説明ありがとうございました。

「選定した環境影響評価の項目」において、【大気汚染、騒音・振動 共通】及び【騒音・振動】について御意見がありました。

項目を御担当されております委員から補足の説明などをお願いしたいと思います。

では、大気汚染につきましては、速水委員、お願いできますか。

○速水委員 はい。本事業では、敷地内に現在は駐車場がないのですが、新たに500台程度の駐車場を設けるということになっています。

当初の計画では、その影響評価は行わないということでしたが、どれほど交通量が増大するのかというところを調査していただいて、必要に応じて影響評価まで行うべきであるという意見を提出しました。

以上です。

○奥部会長 どうもありがとうございます。

騒音・振動については、高橋委員、お願いできますか。

○高橋委員 当初の計画になかったところですが、やはり予測評価をしてほしいというのは、速水委員がおっしゃっていただいたとおりです。

それに加えて、騒音・振動に関して、1点だけ補足をさせていただきますと、現在、調査計画書では、関連車両の走行ルートというのが示されていません。予測評価をしないという前提でつくっているのだからそうなのだと思いますが、影響評価書案では走行ルートについてもきちんと示していただきたいと思います。

以上です。

○奥部会長 どうもありがとうございます。

事務局のほうでは、御欠席の委員から何かコメントは預かっていますか。

○藤間アセスメント担当課長 特にコメントはいただいておりません。

○奥部会長 分かりました。

では、ほかの委員の方からも、ただいまの説明について御意見等はございますか。

御発言される場合には、最初にお名前をお願いいたします。

水本委員、どうぞ。

○水本委員 史跡・文化財については前回お答えいただいたので、それでということなのですが、今の交通のことに関連しまして、実は、史跡・文化財は、工事計画の中で、工事を5期間に分けるようなところでは、結構そういうことと関係がございまして、そういう部分は今表示されているのですが、それとともに、今の関連車両の走行に関しては、やはり

長い期間にわたる割には、各期でどうなっているのかというのが少し分かりづらくなっていますので、そのあたりを御留意いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○奥部会長　ありがとうございます。

工期ごとの関連車両の走行ルートがどのようになるのかというところも気にしてほしい、今後示してほしいという意見ですか。

○水本委員　そうですね。はい。お願いしたいと思います。

○奥部会長　では、事務局でもそこを押さえておいていただければと思います。

ほかはいかがですか。大丈夫ですか。

(無し)

○奥部会長　ありがとうございます。

では、特にほかには御意見ないようですので、続いて、総括審議に移らせていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

○藤間アセスメント担当課長　それでは、資料２－２を御覧ください。

資料２－２は、環境影響評価調査計画書について、第１として部会での審議経過と、第２として審議の結果、第３としてその他の事項を記載してございます。

それでは、１８ページの「都営狛江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）を御覧ください。

読み上げます。

「都営狛江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第１　審議経過

本審議会では、令和６年６月７日に「都営狛江団地建替事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第２　審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第４７条第１項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動　共通】、【騒音・振動】の意見となります。

先ほどの項目別審議の意見の内容と同じですので、省略させていただきます。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

審議経過は付表のとおりです。

説明は以上となります。

○奥部会長 御説明ありがとうございます。

ただいまの説明について御意見等はございますか。いかがでしょう。

先ほど御意見のあった走行ルートについては、評価書案の段階で明らかにしてほしいということですが、ここで言及しておく必要があるかどうかですね。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 少し補足をさせていただきます。

2つ目の騒音・振動の意見についてです。こちらは工期ごとの建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響を予測・評価してほしいという意見ですが、各工期によって事業地域というか区画が少し離れた位置になっているので、工期ごとに建設機械の配置、どこにどのように配置されるのかというのを、環境影響評価書案ではきちんと図示をしていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○奥部会長 ありがとうございます。

走行ルートについてはいかがですか。この記述をどうするかということ。

○高橋委員 走行ルートに関しては、先ほども申し上げたとおりで、特に記述の変更はしていただかなくて大丈夫だと思います。

○奥部会長 分かりました。

では、こちらの資料2-2の表現としてはこのままでよろしいという御意見ですね。

○高橋委員 はい。この意見は2つとも、表現としてはこのままでいいと思います。補足として事業者伝えていただければと思います。

○奥部会長 分かりました。

では、そのような対応とさせていただくということで、ほかの委員の方もよろしいでしょうか。

では、事務局から、先ほど水本委員からもありました御意見も含めて事業者にお伝えい

ただければと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに御意見はございませんか。

挙手されている方はいらっしゃらないようですね。ありがとうございます。

(無し)

○奥部会長 それでは、特にほかに御意見はないようですので、ただいま説明のありました内容で、次回の総会に報告させていただきます。

最後に、「その他」ですが、何かございますか。

委員の皆様からも何かあればですが、よろしいですか。

(無し)

○奥部会長 では、特にないようですので、これをもちまして第一部会は終了とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、「退出ボタン」を押して、退出をしてください。

(傍聴人退室)

(午前10時29分 閉会)